

鹿屋市小災害り災者に対する見舞金支給要綱の一部を改正する要綱
鹿屋市小災害り災者に対する見舞金支給要綱（平成18年鹿屋市告示第42号）の一
部を次のように改正する。

第3条第1項の表を次のように改める。

被害の種類及び程度	給付単位	見舞金の限度額
死亡	1人につき	200,000円
1か月以上入院を要する重傷	1人につき	50,000円
住居の全焼、全壊、流失	1世帯につき	50,000円
住居の半焼、大規模半壊、半壊	1世帯につき	40,000円
住居の床上浸水	1世帯につき	30,000円

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。